

ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌有）の成分規格

No.	検 査 項 目	成 分 規 格
1	大腸菌群	陰性
2	アンチモン	0.005 mg/L以下 であること
3	カドミウム	0.003 mg/L以下 であること
4	水銀	0.0005 mg/L以下 であること
5	セレン	0.01 mg/L以下 であること
6	銅	1 mg/L以下 であること
7	鉛	0.05 mg/L以下 であること
8	バリウム	1 mg/L以下 であること
9	ヒ素	0.01 mg/L以下 であること
10	マンガン	0.4 mg/L以下 であること
11	六価クロム	0.05 mg/L以下 であること
12	亜塩素酸	0.6 mg/L以下 であること
13	塩素酸	0.6 mg/L以下 であること
14	クロロホルム	0.06 mg/L以下 であること
15	残留塩素	3 mg/L以下 であること
16	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L以下 であること
17	四塩化炭素	0.002 mg/L以下 であること
18	1,4-ジオキサン	0.04 mg/L以下 であること
19	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下 であること
20	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下 であること
21	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下 であること
22	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下 であること (シス体とトランス体の和として)
23	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下 であること
24	臭素酸	0.01 mg/L以下 であること
25	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L以下 であること
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下 であること
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下 であること
28	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下 であること
29	トリクロロエチレン	0.004 mg/L以下 であること
30	トルエン	0.4 mg/L以下 であること
31	フッ素	2 mg/L以下 であること
32	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下 であること
33	ブロモホルム	0.09 mg/L以下 であること

34	ベンゼン	0.01 mg/L以下 であること
35	ホウ素	5 mg/L以下 であること
36	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下 であること
37	有機物等（全有機炭素）	3 mg/L以下 であること
38	味	異常でないこと
39	臭気	異常でないこと
40	色度	5度以下 であること
41	濁度	2度以下 であること

ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌無）の成分規格

No.	検査項目	成分規格
1	大腸菌群	陰性
2	アンチモン	0.005 mg/L以下 であること
3	カドミウム	0.003 mg/L以下 であること
4	水銀	0.0005 mg/L以下 であること
5	セレン	0.01 mg/L以下 であること
6	銅	1 mg/L以下 であること
7	鉛	0.05 mg/L以下 であること
8	バリウム	1 mg/L以下 であること
9	ヒ素	0.01 mg/L以下 であること
10	マンガン	0.4 mg/L以下 であること
11	六価クロム	0.05 mg/L以下 であること
12	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L以下 であること
13	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L以下 であること
14	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下 であること
15	フッ素	2 mg/L以下 であること
16	ホウ素	5 mg/L以下 であること
17	腸球菌（注）	陰性
18	緑膿菌（注）	陰性

（注） 容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 未満のもの